

明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全・安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議

飯塚市明星寺地区における産業廃棄物処理施設（破砕施設）の設置計画について、嘉飯山砂利建設(株)が福岡県に環境調査書を提出し、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく手続きがなされています。

この施設は現在、手続き中であるにも関わらず、すでに破砕機を現地に2台設置し違法稼動を行っており、昨年、福岡県から嚴重注意を受けていた事が判明しました。また、嚴重注意を受けたにもかかわらず、その後も稼動させたことが明らかになり、このことから嘉飯山砂利建設(株)は非常に悪質な業者であることは明白であります。

また、同じく明星寺地区で採石を行っている新進工業(有)は、採掘許可範囲を越える場所で真砂土の採掘を行っておきながら、その違法に採掘した範囲の採掘許可を出すよう福岡県に事後申請しようとしています。まさに法を無視するような事業展開を行いながら、自然環境の破壊を続けております。

これらの事業が行われれば、付近では運搬のための大型車両の往来も頻繁となり、騒音・振動・粉塵・排気ガス等による地域住民の生活環境の悪化と、一般通行者・通学する児童生徒を巻き込んだ交通事故が発生する可能性を高め、地域の安全・安心が脅かされることは必至であります。

また河川や水路に廃棄物を処理した粉塵の堆積物が流入することで、流末までの水質汚染や粉塵堆積による調整池（姿川調節池）の無能力化が懸念

されます。

以上のことから、明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全・安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議をいたします。

平成22年9月30日

飯塚市議会